

ＴＰＰ交渉に関する説明会

○日時：平成25年12月4日（水）14：00～

○場所：都道府県会館3階 知事会会議室

○議事次第：

- ① TPP交渉の状況について説明
- ② 意見交換

○資料：

- ① 米国ソルトレイクシティ首席交渉官会合の結果概要
- ② TPP交渉で扱われる分野

内閣官房TPP政府対策本部

平成25年12月4日

TPP 米国ソルトレイクシティ首席交渉官会合の結果概要 (11月19～24日)

内閣官房
TPP政府対策本部

○ TPP首席交渉官会合が、19日から24日まで、米国ソルトレイクシティ（ユタ州）で開催された。

○ 会合では、交渉分野全般にわたって、各分野の未合意の論点について詰めめの議論が行われた。扱った分野は以下の18分野。

知的財産、国有企業、環境、労働、
物品市場アクセス、繊維、越境サービス、一時的入国、金融サービス、
NCM（投資・サービスの市場アクセスにかかる非適合措置）、
投資、政府調達、電子商取引、
原産地規則、貿易円滑化、SPS、TBT、
法的・制度的事項

○ また上記と並行して、16分野（上記のうち貿易円滑化、法的・制度的事項以外）について、分科会（ワーキンググループ）が開催され、首席交渉官会合における指示を踏まえ、各交渉官による精力的な調整が行われた。

※ 物品市場アクセスについては、分科会と並行して、11か国すべてと二国間交渉を行った。

○ ソルトレイクシティ会合における議論を通じて、未合意の論点の多くについて整理がなされたところ。今後も交渉官レベルで詰めめの調整を行い、絞り込まれた論点について、12月7日～10日、シンガポールにて開催されるTPP閣僚会合において、決着に向けた議論がなされる予定。

TPP交渉で扱われる分野

TPPの基本的考え方

(出典：昨年9月に発出された「TPP貿易閣僚による首脳への報告書」等)

1. 高い水準の自由化が目標

アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)に向けた道筋の中で実際に交渉が開始されており、アジア太平洋地域における高い水準の自由化が目標。

2. 非関税分野や新しい分野を含む包括的な協定

FTAの基本的な構成要素である物品市場アクセス(物品の関税の撤廃・削減)やサービス貿易のみではなく、非関税分野(投資、競争、知的財産、政府調達等)のルール作りのほか、新しい分野(環境、労働、「分野横断的事項」等)を含む包括的協定として交渉されている。

<p>(1) 物品市場アクセス (作業部会としては、農業、繊維・衣料品、工業)</p> <p>物品の貿易に関して、関税の撤廃や削減の方法等を定めるとともに、内国民待遇など物品の貿易を行う上での基本的なルールを定める。</p>	<p>(2) 原産地規則</p> <p>関税の減免の対象となる「締約国の原産品(＝締約国で生産された産品)」として認められる基準や証明制度等について定める。</p>	<p>(3) 貿易円滑化</p> <p>貿易規則の透明性の向上や貿易手続きの簡素化等について定める。</p>	<p>(4) SPS(衛生植物検疫)</p> <p>食品の安全を確保したり、動物や植物が病気にかからないようにするための措置の実施に関するルールについて定める。</p>	<p>(5) TBT(貿易の技術的障害)</p> <p>安全や環境保全等の目的から製品の特質やその生産工程等について「規格」が定められることがあるところ、これが貿易の不必要な障害とならないように、ルールを定める。</p>
<p>(6) 貿易救済(セーフガード等)</p> <p>ある製品の輸入が急増し、国内産業に被害が生じたり、そのおそれがある場合、国内産業保護のために当該産品に対して、一時的にとることのできる緊急措置(セーフガード措置)について定める。</p>	<p>(7) 政府調達</p> <p>中央政府や地方政府等による物品・サービスの調達に関して、内国民待遇の原則や入札の手続等のルールについて定める。</p>	<p>(8) 知的財産</p> <p>知的財産の十分で効果的な保護、模倣品や海賊版に対する取締り等について定める。</p>	<p>(9) 競争政策</p> <p>貿易・投資の自由化で得られる利益が、カルテル等により害されるのを防ぐため、競争法・政策の強化・改善、政府間の協力等について定める。</p>	<p>サービス</p> <p>(10) 越境サービス</p> <p>国境を越えるサービスの提供(サービス貿易)に対する無差別待遇や数量規制等の貿易制限的な措置に関するルールを定めるとともに、市場アクセスを改善する。</p>
<p>サービス</p> <p>(11) 一時的入国</p> <p>貿易・投資等のビジネスに従事する自然人の入国及び一時的な滞在の要件や手続等に関するルールを定める。</p>	<p>(12) 金融サービス</p> <p>金融分野の国境を越えるサービスの提供について、金融サービス分野に特有の定義やルールを定める。</p>	<p>(14) 電子商取引</p> <p>電子商取引のための環境・ルールを整備する上で必要となる原則等について定める。</p>	<p>(15) 投資</p> <p>内外投資家の無差別原則(内国民待遇、最恵国待遇)、投資に関する紛争解決手続等について定める。</p>	<p>(16) 環境</p> <p>貿易や投資の促進のために環境基準を緩和しないこと等を定める。</p>
<p>(17) 労働</p> <p>貿易や投資の促進のために労働基準を緩和すべきでないこと等について定める。</p>	<p>(18) 制度的事項</p> <p>協定の運用等について当事国間で協議等を行う「合同委員会」の設置やその権限等について定める。</p>	<p>(19) 紛争解決</p> <p>協定の解釈の不一致等による締約国間の紛争を解決する際の手続きについて定める。</p>	<p>(20) 協力</p> <p>協定の合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に、技術支援や人材育成を行うこと等について定める。</p>	<p>(21) 分野横断的事項</p> <p>複数の分野にまたがる規制や規則が、通商上の障害にならないよう、規定を設ける。</p>